

Iryorodo

医療・介護・福祉労働者のための月刊誌
October 2018 No.616

医療労働

10

2017年度 日本医労連「院内保育所実態調査」



特別寄稿 長時間・過密労働と低処遇の解消は福祉・保育労働者の切実な要求

全国福祉保育労働組合書記長 澤村 直

みんなでストップ! 患者負担増

全国保険医団体連合会事務局次長 名嘉 圭太

講演 社会福祉・児童福祉をめぐる課題と労働組合への期待

社会福祉法人二葉保育園常務理事 武藤 素明

旧優生保護法から考える人権

北海道合同法律事務所弁護士 小野寺 信勝

日本医療労働組合連合会

1 調査結果 2017年度日本医労連 院内保育所実態調査結果について

9 特別寄稿 長時間・過密労働と低処遇の解消は 福祉・保育労働者の切実な要求

澤村 直（全国福祉保育労働組合書記長）

11 講演 児童福祉施設及び障がい者施設の労働組合全国学習交流集会 （2018年6月3日）から 社会福祉・児童福祉をめぐる課題と 労働組合への期待

武藤 素明（社会福祉法人二葉保育園常務理事／元福祉保育労働副執行委員長）

17 特別寄稿 みんなでストップ！患者負担増 「骨太方針2018」でもねられる負担増を許すな

名嘉 圭太（全国保険医団体連合会事務局次長）

24 第25回北海道医療介護研究集会（2018年6月30日）から 講演 旧優生保護法から考える人権

小野寺信勝（弁護士／北海道合同法律事務所）

対談 「国は謝罪を」が何よりの願い

小島喜久夫さん（旧優生保護法強制不妊手術提訴原告）
小野寺信勝（弁護士／北海道合同法律事務所）

連載コラム

- 31 心すなおに風のごとくに……………松浦健伸（石川勤労者医療協会城北病院精神科医）
32 よろしく（あたらしくなかまになりました）……………ほぶら労働組合〈大阪〉
-

2017年度

院内保育所実態調査結果について

2018年10月 日本医労連保育対策委員会

「2017年度院内保育所実態調査」結果がまとまりましたので報告します。低賃金と劣悪な労働環境の中で、よりよい保育をめざして奮闘する保育士の仲間の実態改善に活かしていきたいと思います。

* () 内数字は2016年度の結果

I. 調査概要

1. 調査目的：院内保育所の状況を把握し、院内保育所の改善・拡充の運動に活用する。
2. 調査時期：2018年3月1日を基本として調査。
3. 実施対象：医労連加盟組織内にある院内保育所を中心に実施。未加盟組織にも協力頂いた。
4. 調査・集計方法：日本医労連加盟組織を通じて送付。保育対策委員の協力も得て回収、2018年5月末までの分を集計。
5. 集約結果：33都道府県121施設（20都道府県68施設）から集約した。未加盟施設が24施設（16施設）で、加盟組織は96施設（52施設）だった。加盟単組・支部の院内保育所数は48.6%・449施設のため、回収率26.9%程度（11.7%）と考えられる。回答施設の81.0%は認可外だった。また、委託率は48.1%で、2014年以降増加傾向にある。

II. 調査結果

1. 設置主体・運営主体

院内保育所の設置主体として最も多いのは「病院」で76.0%・92施設。一方で、運営主体別にみると「病院」は42.1%・51施設、「企業」に委託している施設は33.1%・40施設だった。企業委託と回答した41施設（運営主体の病院・企業を含む）のうち、39施設が企業名を記入し、18企業に及んだ。企業名は、アイグラン15施設、アートチャイルドケア5施設、プライムツーワン3施設、ライクアカデミー2施設などだった。

2. 労働条件

（1）雇用形態

①保育士の雇用形態は正規が53.2%、非正規46.8%（うち1.7%は派遣と回答）で、約半数が非正規となっている。保育助手では正規が11.9%、栄養士・調理師では正規が22.1%と、圧倒的に派遣を含む非正規職員で構成されている。

②どの職種も、フルタイムを支えるように週労働30～40時間未満、30時間未満の職員を配置し、正規の長時間労働に対応していることが伺えた。特に保育士では、非正規職員の47.3%が「30時間未満」だった。

（2）勤続年数

①保育士の正規・非正規の勤続年数はそれぞれ、「1年未満」10.0%・19.3%、「1～3年」16.4%・20.2%、「3～5年」16.8%・21.1%、「5～10年」22.5%・24.0%、「10～20年」17.3%・11.4%、「20年以上」17.0%・4.1%だった。1年未満をみると、非正規は正規の1.5倍となっている。また、正規ではどの年代も平均的に配置されているが、非正規は5年未満までで60.6%と6割を超えている。経年的に見てみると、非正規の割合が年々増加傾向にある。

②非正規のみをみると、保育助手では「5年未満」が71.7%、栄養士・調理師で73.3%と7割を超えている。

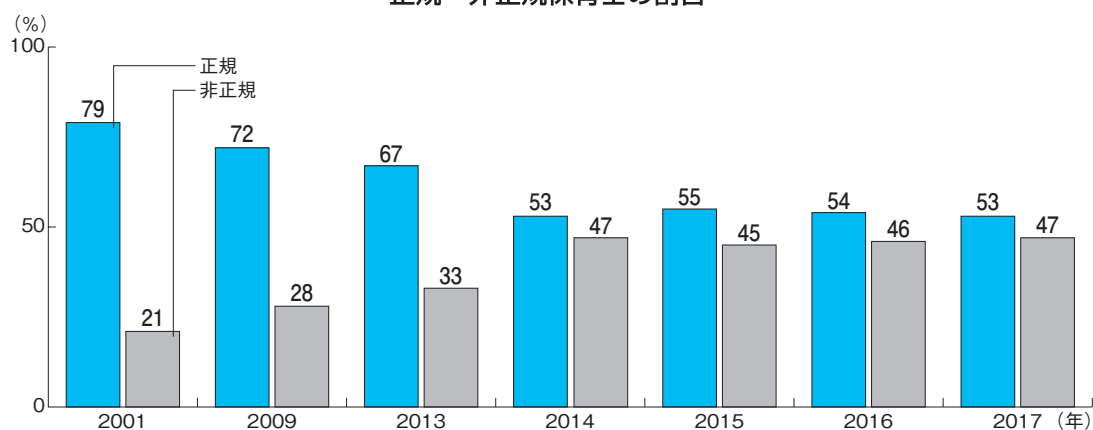
（3）就業規則の有無

就業規則が「ある」は84.3%・102施設、「ない」は1施設のみで、「わからない」と「未回答」が18施設あった。

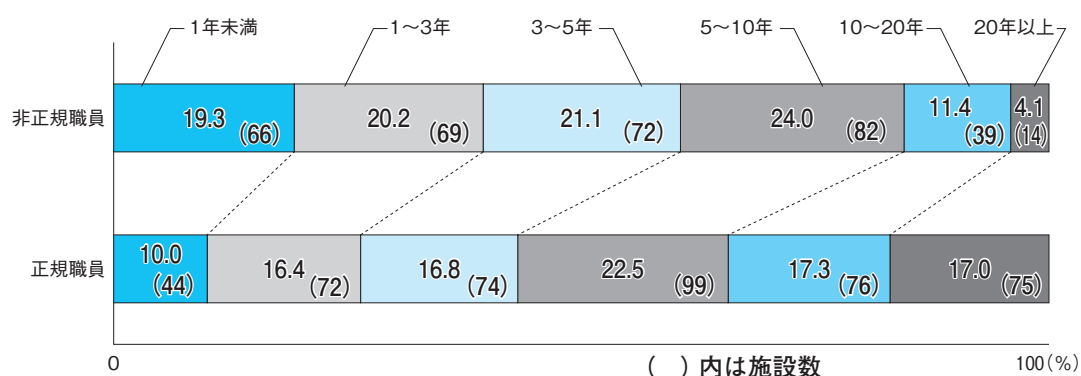
（4）処遇について

①年休の取得状況については、「取りやすい」39.7%・48施設、「1カ月に1回」29.8%・36施設と続き、「ほとんど取れない」は4.1%・5施設だった。施

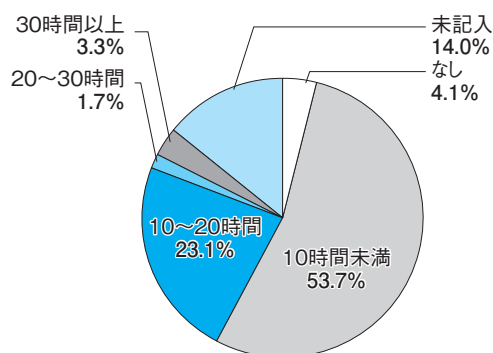
正規・非正規保育士の割合



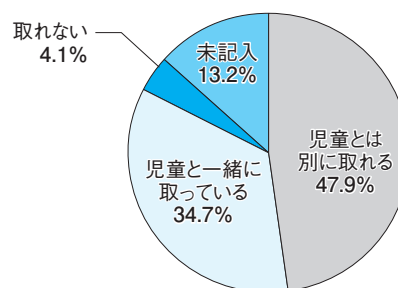
正規・非正規保育士の勤務勤続年数比較



時間外労働の状況



休憩時間の取得(取り方)



設単位調査のため個人の取得状況は不明である。

②時間外労働については、「10時間未満」53.7%・65施設(61.8%・42施設)が最も多く、「10~20時間未満」23.1%・28施設(17.6%・12施設)、「なし」4.1%・5施設(2.9%・2施設)と続いた。8割に何らかの時間外があることが分かった。また、時間外労働に対する支払いは、「あり」が76.9%・93施設(63.2%・43施設)だが、未記入も23.1%・28施設(36.8%・25施設)あった。未記入28施設中、

8施設には残業があり、「10時間未満」が5施設、「10~20時間」3施設だった。

③休憩時間については、「規定の時間取れている」34.3%・36施設、「9割以上取れている」26.7%・28施設、「7~8割取れる」13.3%・14施設だった。一方で、休憩の取り方についてみると、「園児とは別に取れる」47.9%・58施設(52.9%・36施設)、「一緒に取っている」34.7%・42施設だった。規定時間もしくは約9割休憩が取れているグループ



も、「園児と一緒にとる」が35.7%で本来の休憩になっていない。「園児と一緒に」「休憩が取れない」を合わせると38.8%で、約4割が休憩をきちんと取れていないことがわかった。

④生理休暇については、「取れない」28.1%・34施設が最も多く、「毎潮時取れる」は14.0%・17施設だった。未記入26施設を除いても、8割以上が生休取得もできない状況にある。

(5) 賃金について

①賃金表の有無について、「ある」58.7%・71施設、「ない」12.4%・15施設、「わからない」12.4%・15施設で、未記入は16.5%・20施設だった。「賃金表がない」または「わからない」が24.8%あった。

②初任給は、保育士では平均165,543円〔最高196,900円、最低128,000円／差68,900円〕、保育助手は平均145,450円〔最高146,400・最低144,500／差1,900円〕だった。時間給では、保育士平均900円〔最高970円、最低700円〕、保育助手は平均807円〔最高850円、最低750円〕だった。

③正規保育士の一時金については、46施設が回答した。回答のあった施設でみると、平均「2.703カ月＋20,800円」／年で、最高4.5カ月、最低で1.0カ月だった。また、非正規では平均「1.88カ月／年」で、最高2.88カ月、最低0.7カ月であったが、3施設のみの回答であり参考値として報告する。

④手当関係については、早出、遅出、夜勤・当直、休日出勤手当について調査した。この項目は未回答が多く、参考値である。いずれも額は少額で、正規でみても1回の早出手当は平均573円〔最高1,000円、最低100円〕、遅出手当は平均474円〔最高1,600円、最低300円〕。

夜勤・当直手当や休日出勤手当は、正規・非正規に関わらずほぼ制度化されている。夜勤・当直手当と休日出勤手当は非正規が正規より高かった。夜勤・当直手当は正規で1回平均4,310円〔最高11,000円、最低1,000円〕、非正規で平均6,600円〔最高12,000円、最低1,000円〕だった。また、休日出勤手当では正規が平均2,090円（最高7,000円、最低600円）、非正規で平均2,550円〔最高6,000円、最低1,200円〕だった。

(6) 非正規職員の公的保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入状況

この項目も「わからない」「未記入」が3割弱あった。回答があった中で、「週30時間以上」の職員

で健康保険「ある」は72.7%・88施設、厚生年金では「ある」71.9%・87施設であった。また、「20時間以上」の職員で雇用保険「ある」は、69.4%・84施設だった。

(7) 退職金制度

「わからない」「未記入」を除くと、「ある」65.0%、「ない」33.0%だった。また、正規職員にはあるが、非正規職員にはないとの回答が2施設あった。

3. 保育内容

(1) 保育時間について

未回答の24施設を除いた通常の保育時間については、「8～9時間未満」は6.2%・6施設（5%・3施設）しかなく、「13時間以上」は9.3%・9施設（7.7%・7施設）もあった。「10～11時間未満」が最も多く32.0%・31施設（30.8%・20施設）、ついで「11～12時間未満」22.7%・22施設（32.3%・21施設）、「9～10時間未満」20.6%・20施設（18.5%・12施設）、「12～13時間未満」9.3%・9施設（6.2%・4施設）と続いた。

開園時間は、「7時30分～7時59分」が最も多く46.3%・56施設、次いで「8時～8時29分」28.1%・34施設であった。閉園時間は、「18時～18時29分」26.4%・32施設、「18時30分～18時59分」18.2%・22施設、と続いた。「20時以降」も9.1%・11施設あった。同調査の経年比較をみると、8時前の開園は、2015年度、2016年度と比べると減少しているが、6割を超えており、20時以降の閉園は、ほぼ横ばいで推移している。

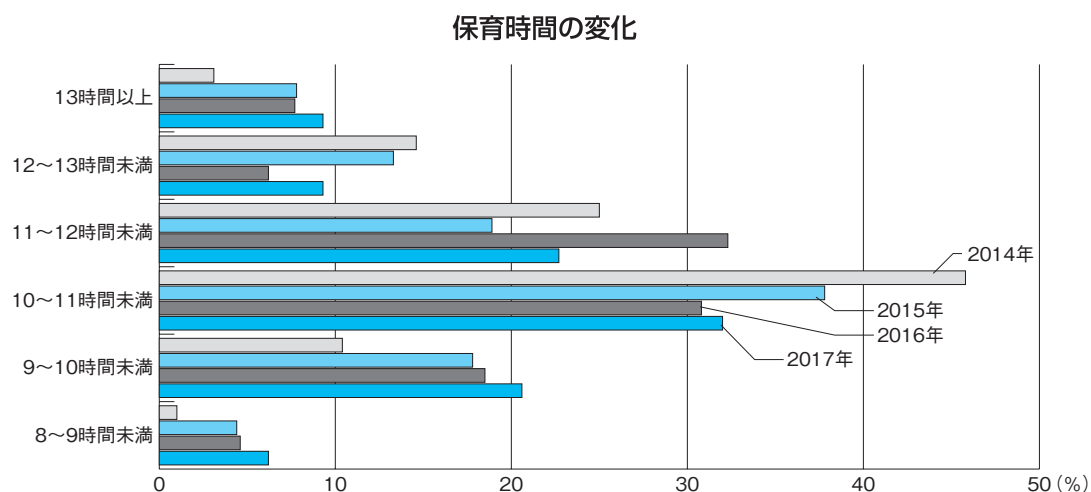
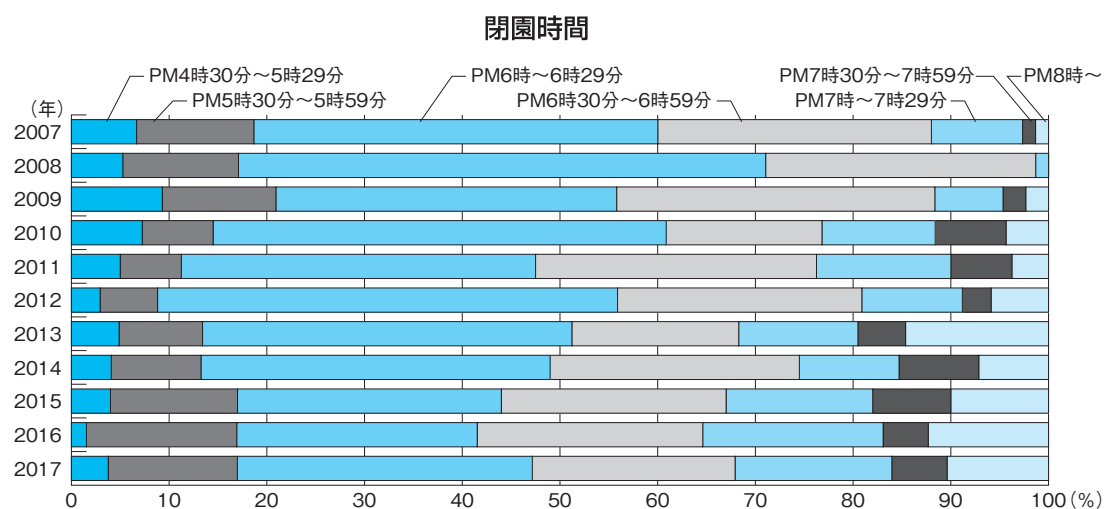
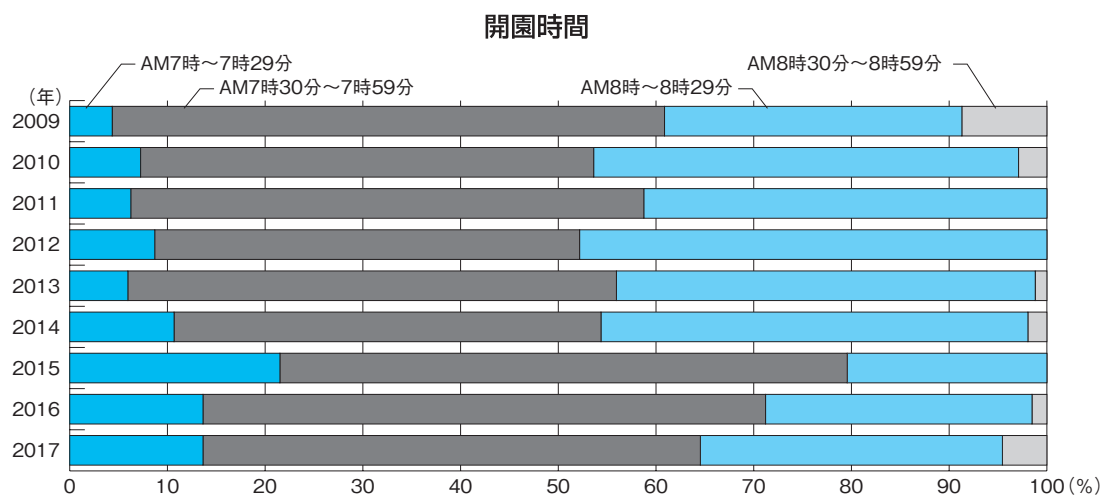
(2) 延長保育について

延長保育については、「実施している」73.6%・89施設、「実施していない」が19.8%・24施設、「未回答」6.6%・8施設だった。

開園前の延長保育については、「未回答」が58.4%・52施設と多かったが、「30分前」22.5%・20施設、「1時間前」5.6%・5施設、「1時間30分前」2.2%・2施設、「2時間前」1.1%・1施設、「その他」10.9%・9施設だった。閉園後の延長は、「お迎えがあるまで」が50.6%・45施設と半数を超える結果となった。また、「1時間」「1時半」「2時間」はそれぞれ1割前後あった。

(3) 休日保育について

土曜日に「実施している」79.3%・96施設、「実



施していない」14.9%・18施設だった。日曜日に「実施」は48.8%・59施設、年末年始に「実施」は35.5%・43施設あった。

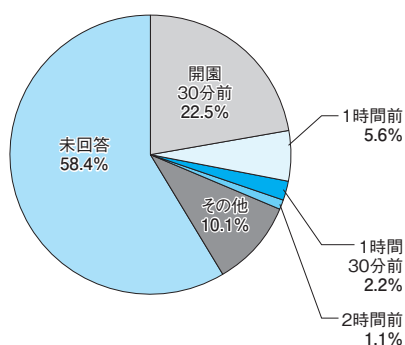
土曜保育の開園時間は、「全日」が81.3%・78施設と圧倒的に多く、「半日」は4.2%・4施設だった。

(4) 夜間保育について

夜間保育「実施」は40.5%・49施設だった。

夜間保育回数は、「月4回」が24.5%・12施設で最も多く、「8回」と「10回以上」はそれぞれ12.2%・6施設、「毎日」も6.1%・3施設あった。

開園前の延長時間



(5) 24時間保育について

24時間保育については、「実施している」31.4%・38施設だった。月の実施回数を見ると「8回」が7施設と多く、「4回」と「不定期」がそれぞれ4施設、あとはバラツキがあった。利用者の要望に合わせた運営状況が推察され、保育士の労働負担もが強くなっていることが推測できる。

(6) 病児保育等について

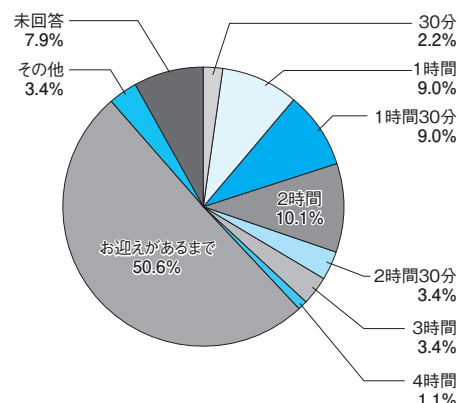
病児保育「実施」は21.5%・26施設（29.4%・20施設）、病後児保育「実施」は23.1%・28施設（33.8%・23施設）で前年度より減少している。

(7) 園児数について

定員数については19.8%・24施設が未記入だったが、回答のあった中では、「20人～29人」が25.6%・31施設で最も多く、次いで「30人～39人」が15.7%・19施設、「10～19人」が13.2%・16施設の順で多かった。また、「70人～80人」が4施設、「100人以上」も2施設など大型の院内保育所もあった。児数については20.7%・25施設（8.8%・6施設）が未記入で、回答のあった中では「10～19人」が24.0%・29施設、次いで「4～9人」が14.0%・17施設、「20～29人」が12.4%・15施設だった。定員数と受入数をみると平均マイナス2.6人で、定員充足は15.6%（10.3%）、定員通り4.4%（13.8%）、定員不足80.0%（75.9%）だった。

園児の年齢は0歳児から学童まで幅広く、「受診者の子の一時預かり」まで多様な要望に沿った保育になっている。「職員の子」でみると「1歳」30.3%・848人が最も多く、次いで「2歳」22.7%・634人、「0歳」18.6%・519人と続き、「0歳～2歳」までで71.6%を占めた。夜間も「1歳」、「2歳」、「3歳」の順に多く、「0歳」も約1割を占め

閉園後の延長時間



た。「地域の子」では、「1歳」24.1%が最も多く、「3歳」22.0%、「4歳」18.4%だった。

(8) 毎月の保育料以外の費用について

定期の保育料以外には、土曜、延長、病児、病児後、夜間、24時間、受診者以外の一時的預かり、特別（小学3年生まで）、臨時、短時間等、多様な設定があった。

「土曜保育料」は平均1,263円〔最高2,600円・最低ゼロ円〕、「延長保育料」は平均500円〔最高1,000円・最低ゼロ円〕、「病児保育料」平均1,800円〔最高3,000円・最低300円〕だった。「夜間保育」は平均1,276円〔最高3,000円・最低300円〕、「一時保育」は時間単位や回数単位で対応などさまざまだった。

(9) 給食・おやつの実施

「給食実施」は83.5%で、「保育所内調理」は22.8%、「病院内調理」17.8%、「業者」58.4%だった。おやつ「実施」は93.4%で、「保育所内調理」が4.4%、「病院内」8.0%、「業者」86.7%だった。

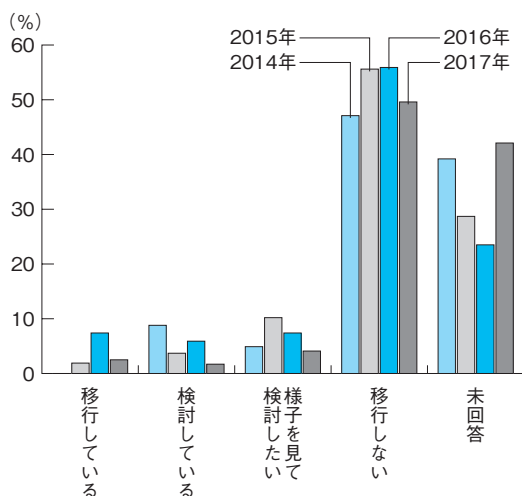
(10) 気になる子へのマニュアルについて

16.5%・20施設の未記入を除いて、マニュアル「あり」は20.8%・21施設、「なし」は79.2%・80施設だった。気になる子への具体的な対応については33施設から回答があり、主な対応として、「保護者との面談や対話」「専門職員による巡回と相談」「市・地域の保健師との連絡」などがあった。

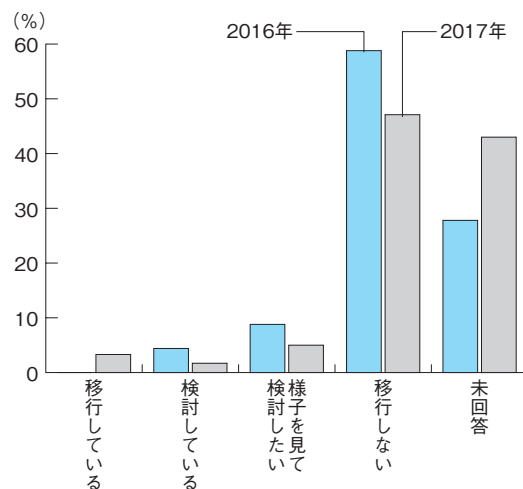
(11) 研修等について

職員が受講している研修については110園からのべ201の回答があり、最も多かったのは「自治体」32.3%・65施設だった。次いで「保育団体」が23.4%・47施設、「病院」18.9%・38施設、「企業」13.9%・28施設だった。受講に対する要望では、乳児や発達障がい、障がい児などについて専門的な研修を希

新制度移行について



企業主導型保育事業移行について



望する声や、研修会の情報が入りづらく、インターネットで調べて参加しているなどの回答があった。

4. 保育委員会・保育連絡会

(1) 保育委員会について

委員会が「ある」は48.8%・59施設で、委員会に「労組が参加している」のは25.6%・31施設(39.0%・16施設)だった。最も多い構成では、「経営者・保護者・保育士・労働組合」だった。

未回答を除き、保育委員会の開催は「定期」が最も多く36.0%・31施設、「不定期」32.6%・28施設、「開催していない」31.4%・27施設だった。頻度については、「月1回」が最も多く32.3%、「2カ月に1回」19.4%、「年2回」16.1%、「年1回」12.9%だった。

(2) 父母会等について

父母会「あり」は38.8%・47施設、「なし」は38.0%・46施設だった。院内保育所連絡会は「その他」「わからない」「未記入」が51.2%・62施設と多く、そこを除いて「あり」は23.7%だった。また、自治体交渉についても、「その他」「わからない」「未記入」が52.1%・63施設と多かった。そこを除外しても、「交渉に参加」は6.9%・4施設、「交渉はあるが参加していない」は8.6%・5施設で、84.5%・49施設は「交渉がない」であった。

5. 制度変更による変化

(1) 診療報酬改定による変化

2016年度診療報酬改定において、看護職員の夜間勤務負担軽減策をとる施設に加点された。その項目の選択肢の1つに「夜間保育」が入り、その影響を前

回調査に続いて今回も質問した。夜間保育開始は、新たに9施設増え、未回答を除くと13.2%だった。

(2) 「子ども子育て新システム」移行について

未回答を除くと、「移行している」4.2%・3施設(9.6%・5施設)、「検討中」「様子を見て検討」が9.7%・7施設(17.3%・9施設)、「移行しない」86.1%・62施設(73.1%・38施設)だった。

(3) 「企業主導型保育事業」の移行について

未回答を除くと「移行している」は5.6%・4施設(0施設)、「検討中」「様子を見て検討」が11.3%・8施設、「移行しない」は83.1%・59施設だった。

「新制度」「企業主導型」について、両方とも未回答を除くと「両方とも移行予定なし」は76.1%、「どちらか一方でも検討中または検討したい」は16.9%となった。「移行しない」理由は、「職員受け入れ優先」「病院管理者や上司にその気がない」「待機児童がいらないため認められていない」などの記載があった。

(4) 新制度による保育内容の変化

移行した3施設の中では、1施設が「延長保育」「一時預かり保育」が追加されたと答えた。

(5) 待機児童問題による影響

39.7%・48施設が未回答だった。未回答を除くと、「影響あり」は32.9%・24施設だった。「影響あり」についての記載では、「入りづらいという理由から、0歳児から早めに希望を出す人が多い」「公立保育園入園までの一時預かり」「人数が増えて職員が不足」「夏休みなど長期休みのとき、一時利用者が多く定員などの関係もあり利用しにくい」などが目立った。



6. 保育所運営費について

(1) 補助金の活用について

何らかの補助金を受けている施設は33.1%・40施設で、そのうち最も多い補助金は、医療介護総合確保基金で25施設あった。

(2) 厚労省院内保育所補助について

院内保育所補助申請は「A型」が最も多く32.8%、次いで「していない」31.3%、「B型」26.6%、「特B型」「特A型」4.7%だった。「24時間保育補助」の申請「あり」は27.6%・16施設、「休日保育補助」申請「あり」は37.3%・22施設だった。一方、「病児保育補助」申請「あり」は5.5%・3施設のみ、「児童保育補助」申請と、「緊急一時保育補助」申請はゼロだった。

(3) 自治体からの補助

「県の補助」は「あり」が25.5%・13施設で平均額2,985,143円〔最高3,823,000円、最低1,912,000円〕、「市町村補助」は「あり」が13.0%・6施設で平均額1,953,757円〔最高3,833,148円、最低74,366円〕だった。

(4) その他からの補助

その他からの補助は、「こども未来財団」から「あり」が2.1%・1施設だった。

(5) 病院の運営費負担について

病院の負担については、回答記入が38.0%・46施設だった。負担の平均額は18,110,163円〔最高73,998,282円、最低161,720円〕と大きい差があった。

時間保育も3割強で実施、病児・病後児保育も行われ、医療・福祉労働者がフルに働くために、保育士はじめ保育所職員、ひいては子どもたちに大きな負担がかかっていることがわかる。

一方、時間外労働をみると、8割が何らかの時間外を行っているものの、「10時間未満」53.7%とそれほど多い印象はない。しかし、これだけ多い開園日と長時間開園になっていることを考えると、施設調査であることや、「残業」としての扱いが周知されているのかの疑問も残るため、引き続き今後の調査課題としたい。いずれにしても、この長時間労働の常態化は医療・福祉労働者の働き方が起点であり、人手不足を互いの犠牲で補うやり方では終止符を打たねばならない。保護者や院内保育所職員の働き方は、子どもたちの「育ち」や親子の関係にも大きな影響を与えかねない事態である。労働者に働き続けてもらうためには、必要人員の確保と長時間労働の規制が必要である。

2. 処遇改善から取り残されている

2016年、「保育園落ちた、日本死ね」のブログから、日本の待機児童問題が社会化し、政府は「子ども子育て新システム」や「企業主導型保育事業」を打ち出したが、未だ問題は解決の見通しが立っていない。保育士の争奪戦が始まり、各自治体で処遇改善も打ち出されているが、院内保育所は処遇改善からほど遠いところにある。認可園に入れず院内保育所の定員が膨らんだり、職員の子の入園確保のために年度の前後で定員が大きく違ったりなどの待機児童問題に大きく影響を受けているにも関わらず、多くが認可外のために補助金が少なく、職員の処遇改善がはかられていない。実際、地域医療介護総合確保基金の「病院内保育所運営事業基金」は、国として少子化対策支援を進めている中でも伸びていない。

処遇の悪さの最も大きな要因の1つは、委託化である。院内保育所の設置主体は約8割が「病院」であるが、運営主体は「病院」が42.1%、「企業」が33.1%である。2012年度には63%だった病院運営は年々企業委託化が進み、最近では最初から委託での保育所設置がされるようになってきた。病院等からすれば運営に伴う煩雑な業務からの解放と、経済的負担が軽減する「メリット」があり、選択しやすい状況にある。しかし、当然ながら保育労働者の賃金や処遇は直営より低下する。夜勤・交替制労働者確

Ⅲ. 結果の特徴と今後の課題

1. 長時間労働が常態化

通常の保育時間は、7割以上の施設が「10時間以上」と答え、うち13時間以上が1割近くになった。経年変化をみても開園時間はより早く、閉園時間はより遅くなっており、保育時間前後の準備や後片づけなども含めると総じて労働時間が長くなっていることは明らかである。延長保育は早朝6時半からお迎えが来るまでと長く、特に閉園時間後の延長保育は「お迎えがあるまで」が半数または5割強にまで増えている。保護者である医療・福祉労働者の長時間労働の影響を受けて、保育時間がさらに長時間化している。

さらに土曜日が約8割、日曜日が約5割、年末年始も約4割が保育を行っている。夜間保育は4割、24

2017年初任給調査

2017	院内保育所調査	賃金労働条件実態調査	H29賃金構造基本統計調査				
初任給	保育士(57)	保育士(44)	保育士(女性)	幼稚園教諭(女性)	調理師(女性)	栄養師(女性)	看護師(女性)
平均	¥165,543	¥169,916	¥187,600	¥192,200	¥174,000	¥190,400	¥235,300
最高	¥196,900	¥196,560					
最低	¥128,000	¥132,500					

保策として活用し、病院都合に合わせた長時間・休日・夜間・病児病後児など多様な保育を担う職場を切り捨てて良いわけがない。処遇改善の責務は経営者にも、待機児童対策として結果的に活用している国・自治体にもある。また、同じ職場の仲間の処遇改善として労働組合の奮闘も求められている。

3. 専門職としての処遇改善が急務

院内保育の大きな特徴のひとつは、ゼロ歳児から学童までという園児の年齢層の幅広さと、「0歳～2歳」までが7割強を占める低年齢児の多さである。厚労省の保育施設の現況調査（2017年3月／「0歳～2歳」認可園で42%、認可外で54%）と比較しても、2歳までの多さが際立っている。多様な発達段階にある多数の園児を保育する高い専門性が求められているにもかかわらず、長時間労働の常態化とともに低賃金とそれに伴う人員不足が顕著である。厚労省賃金構造基本統計調査（平成29年）で平均所定内賃金をみると、看護師は235,300円、保育士187,600円、幼稚園教諭192,200円であるが、今回の院内保育所の調査では165,543円で、同じ資格を持つ保育士と比較しても22,000円低かった。日本医労連が実施した「2018年春闘働くみんなの要求アンケート」で、院内保育士含む保育士297人の回答では、生活実感として「かなり苦しい・やや苦しい」が約6割だった。また、同調査での「賃金の不足額」の平均は約38,000円だった。低賃金の背景に非正規職員の多さがある。今や職場の約半数が非正規で、その勤続年数は「1年未満」が19.3%で、3年未満までが約4割・39.5%になっている。常勤職員で確保できない経営基盤であること、また安全のために職員をプラス配置することによって平均賃金が

低下する状況を生んでいる。

また、人員不足により年休取得もままならず、休憩時間についても園児と「一緒に取っている」が3割を超え、休憩もきちんと取れていない状況にある。気になる子へのマニュアルありは21施設だったが、気になる子への具体的な対応については33施設から回答があり、マニュアルがないもとの対応せざるを得ない状況にある。乳児・障がい児・発達障害などについて専門的な研修への要望も高いが、参加できる状況にない人員不足が根底にあり、専門職としての教育・研修の保障はもちろん、賃金・労働条件改善は園児の安全性や保育の充実からみても急務である。

4. 国・自治体に制度改善させる

2016年4月の診療報酬改定で「看護職員夜勤配置加算」を取得するための要件として「夜勤時間帯を含む院内保育所を設置している」ことが選択肢に入ったことで、40.5%・49施設が夜間保育を実施しており、そのうち3施設は、毎日実施していると答えた。今年度も新たに9施設が夜間保育を開始している。制度・政策の変化によって、保育内容の変更や保育士の働き方が変わってくる。

政府の医療・介護・福祉政策は、増員せずに業務や資格の枠を規制緩和する「合理化」を進めるものである。それぞれの専門性の否定につながる政策が進められている時だからこそ、保育の充実を国・自治体に求め、制度改善させなければならない。そのためにも仲間を増やして、保育士自らが運動に参加すると同時に、同じ攻撃をかけられている医療・介護・福祉労働者全体と連帯して社会保障充実の取り組みを強化する必要がある。

長時間・過密労働と低処遇の解消は 福祉・保育労働者の切実な要求

―院内保育所実態調査結果に寄せて



さわむら ただし
澤村 直
全国福祉保育労働組合書記長

院内保育所は圧倒的に認可外施設が多く、認可保育所よりも厳しい労働環境であることが、今回の調査結果で示されました。4割で夜間保育を、5割近くで日曜保育を実施しているなど、保育労働者には長時間の保育体制維持のツケがしわ寄せされています。福祉保育労が主に組織している民間の認可保育所でも、長時間・過密労働と低処遇の問題は年々、その深刻さを増しています。保育労働者の労働環境と、その根本的な原因、改善に向けた課題について考えてみたいと思います。

保育労働者の実態

福祉保育労18春闘アンケートに回答した保育労働者2,638人（うち正規職員2,146人）の生活実感は「かなり苦しい」「やや苦しい」が60.5%、「家庭であと月額5万円以上が必要」が64.4%にのぼります。低賃金を反映して、賃上げ要求額（加重平均）は正規で月額3万3,560円・非正規で時間額183.7円と過去最高の水準になりました。

仕事や職場の不満・不安には、「賃金が安い」70.8%を筆頭に、「人手が足りない」41.1%、「休暇が取れない」34.1%、「仕事がきつい」25.9%、「ただ働きがある」20.7%、「労働時間が長い」18.8%が続きます。慢性的な人手不足で長時間労働が常態化し、

休暇も取れずに働きづめなうえに、賃金が保障されない労働まであるのが実態です。

「あいち保育労働実態調査プロジェクト」が2017年11月～2018年2月に実施した調査の結果でも、持ち帰りを含まない時間外労働が平均で1カ月18.9時間であるのに、超過勤務手当の支払いは平均4.2時間分。また、1カ月で休憩時間が「ほとんど取れなかった」56.3%、「ときどき取れなかった」23.3%と、労働基準法違反の実態もまかり通っています。時間外労働の内容は、会議や保護者対応、記録などの事務作業という通常業務であり、現場に必要な職員数が充足されていないと考えられます。

今回の院内保育所実態調査では、1カ月の時間外労働は「10時間未満」が53.7%とかなり少なくなっています。福祉保育労の労働時間調査でも同様の傾向で、現場の労働者が書類作成や保育準備などを時間外労働と認識していない可能性が高いといえます。また、子どもの午睡中に保育室で過ごす時間や、保育室から離れた休憩室での事務作業を休憩としている場合もあります。労働者自身が、労働時間や休憩時間を正しく認識することによって調査結果の信頼性を高めることが課題となっています。

労働組合がない職場から福祉保育労に寄せられた相談でも、「タイムカードを打刻してから日常的に残業がある」「有給休暇を申請したら園長が『そんな休暇は取れない』」などの法令違反に加えて、「子どもができたなら辞めてもらってもいい」などのハラスメントがあることが浮かびます。保育職場では、社会問題になった「妊娠順番制」にも通じる人権侵害が横行しているのが現実です。

春闘アンケートでは、回答者の93.5%が仕事に「やりがい」を感じている一方で、70.8%が仕事を辞めたいと思ったことがあるという矛盾した結果が出ています。仕事に対する不安として「忙しすぎる」34.2%、「体がもたない」19.6%、普段の仕事で「とても疲れる」41.4%、「時々疲れる」55.6%、仕事や

職場で強いストレスを「常を感じる」20.5%、「時々感じる」64.4%という危機的な状態です。厚生労働省研究班の調査でも、2016年度にメンタルヘルスケアが必要だったり実際に治療を受けたりした保育士が1人以上いた保育所が27%と、保育士が強い精神的負担を抱えている現状が明らかになっています。

劣悪な職員配置基準と少ない予算

こうした実態の大きな要因に、現場実態に合わない職員配置基準（例えば4・5歳児30人に保育士1人）の低さがあります。この基準で算出した必要な保育士数に、1人あたり月額20万円に満たない水準の賃金を乗じた額が、自治体から保育所に委託費として給付されます。

保育所は少なくとも11時間以上の開所が求められ、すべての時間帯で職員配置基準を下回ってはならず、職員の労働時間は原則1日8時間以下とすることが労働基準法で要請されています。しかし、現状の委託費では職員配置基準・労働基準法どちらも守ることはできず、労働者が過重な負担を強いられています。認可外の院内保育所では、公費助成が少ないために経営的にはさらに厳しい状況です。

子どもの命を守り、一人ひとりの発達段階に応じた保育を行うために、院内保育所には全国平均で国基準の1.8倍の保育士が配置されています（全国保育協議会の調査結果を基にした村山祐一保育研究所長の試算）。限られた財源で職員配置を手厚くすれば、1人あたりの賃金が大幅に下がるとともに、正規を非正規に置き換えざるをえません。院内保育所で保育士の46.8%が非正規雇用なのも、コストダウンを図る経営的な側面が大きいでしょう。

その結果、少ない正規労働者は心身ともに疲れ果て、多くの非正規労働者は会議や研修への参加も保障されずに情報共有やスキルアップもままなりません。院内保育所の非正規職員のうち39.5%が勤続年数5年以上であり、経常的な業務に携わっていると思われますから、本来は正規雇用とされるべきです。

保育をめぐる最近の動向

子ども・子育て支援新制度の導入から3年が経過

しても、待機児童は一向に減らず、政府は待機児童ゼロ達成を先送りにしています。一方で、子どもの命を守り発達を保障するための基準を引き下げる規制緩和で待機児童の解消を図ろうとしています。

2017年6月22日に厚生労働省が発表した「子育て安心プラン」では、賃金補助の対象となる保育補助者の雇用要件が、都道府県で数週間の研修を受けた「子育て支援員」から、保育士になりたい人全般に拡大されました。2018年6月の国家戦略特区諮問会議では、配置基準の4割までを無資格者で置き換えても運営費が補助される「地方裁量型認可化移行施設」（仮称）の創設が認められました。いずれも人材確保のため資格要件を緩和するもので、保育の専門性が否定されています。4月には子ども・子育て支援法が一部改正され、都道府県単位で待機児童対策協議会を設置して、「自治体独自に上乘せしている基準を見直す（国基準と同じ水準まで引き下げる）」議論をすることが可能になりました。基準のさらなる引き下げにつながるものが懸念されます。

公費による予算確保が必要

今、保育の人材確保に必要なことは、大幅増員による労働時間の適正化（労働法令違反の一掃）と、健康で文化的な生活が営める賃金水準への引き上げであり、それを裏付ける公費負担による予算確保です。そのためには、労働時間に関する現場の法令違反の実態を可視化して、十分な予算確保を伴った配置基準引き上げによる大幅増員が必要だということについても世論化することが重要です。

保育労働者は、現行の不十分な保育制度を理由に「仕方がない」「頑張るしかない」と、労働環境の改善を後回しにしてはいけません。保育労働者が健康で文化的な生活を営み、安心して働き続けられなければ、子どもの保育を受ける権利が侵害されてしまうからです。

福祉保育労は、「働き方の見直し」を行って長時間労働を解消する努力をしつつ、経営側には法令遵守の徹底を求め、国や自治体には制度改善を迫ることを一体的に進める方針です。医労連のみなさんとも連携して、保育労働者の労働環境改善を進め、子どもの保育を受ける権利を守ることに力を尽くしたいと思います。